



2018年5月10日

各 位

会 社 名：コスモエネルギーホールディングス株式会社
(コード：5021 東証第一部)

代表者名：代表取締役社長 桐山 浩

問合せ先：コーポレートコミュニケーション部長 高木 勢伊子

電話番号：03-3798-3101

新たな株式報酬制度の導入に関するお知らせ

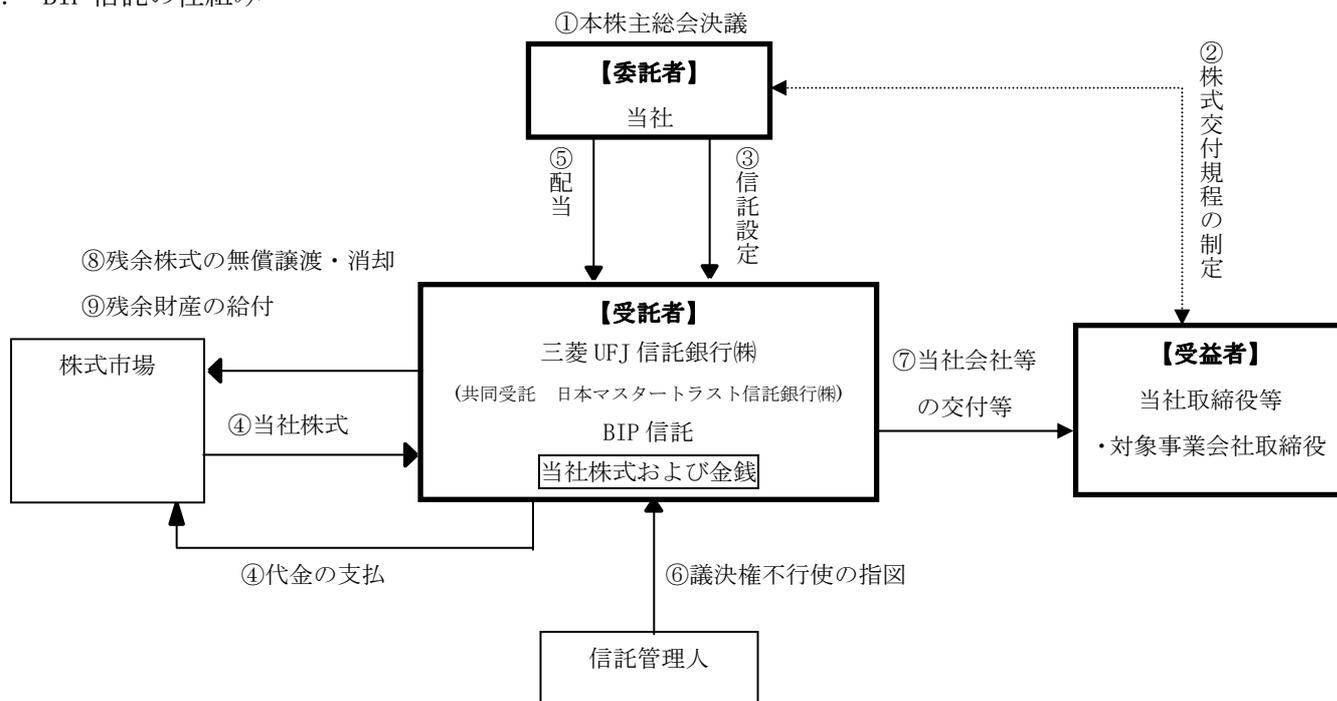
当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役および国内非居住者を除き、以下「当社取締役」）および執行役員（国内非居住者を除き、以下「当社執行役員」）（以下併せて「当社取締役等」）ならびに当社グループの中核事業会社3社（コスモ石油株式会社、コスモ石油マーケティング株式会社およびコスモエネルギー開発株式会社をいい、以下、「対象事業会社」）の取締役（社外取締役および国内非居住者を除き、以下「対象事業会社取締役」）を対象とするインセンティブプランとして、2015年度より導入している株式報酬制度（以下「旧制度」）に代わる株式報酬制度（以下「本制度」）を導入することを決議するとともに、本制度の導入に関する議案を、2018年6月21日開催予定の第3回定時株主総会に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせします。なお、同様に、各対象事業会社は本制度の導入に関する議案を、2018年6月頃に開催予定の各対象事業会社の定時株主総会（当社と対象事業会社の株主総会を併せて、以下「本株主総会」）に付議いたします。

記

1. 本制度の概要

- (1) 当社グループは、2015年度の持株会社体制への移行に伴い、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として旧制度を導入していましたが、今般、当社の全社戦略における財務・非財務の目標達成に向け、当社取締役等および対象事業会社取締役が目線を合わせ一丸となって邁進することを後押しし、株主の皆様との持続的な利害共有を着実に深めることを通じて長期の企業価値向上へのコミットを意識付ける制度として機能させるべく、本株主総会における承認を条件として、旧制度に代えて本制度を導入することにいたしました。
- (2) 本制度は、役員報酬 BIP (Board Incentive Plan) 信託（以下「BIP 信託」）と称される仕組みを採用しています。BIP 信託とは、米国のパフォーマンス・シェア (Performance Share) 制度および譲渡制限付株式報酬 (Restricted Stock) 制度と同様の役員に対するインセンティブプランです。当社は、BIP 信託により取得した当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を、業績目標の達成度等に応じて、当社取締役等および対象事業会社取締役に交付または給付（以下「交付等」）します。

2. BIP 信託の仕組み



- ① 当社は本制度の導入を本株主総会において役員報酬の決議を得ます。また、各対象事業会社の本株主総会においても、本制度の導入について、それぞれ役員報酬の決議を得ます。
 - ② 当社および各対象事業会社は、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
 - ③ 各対象事業会社は、必要に応じてそれぞれ①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を当社に拠出します。当社は、必要に応じて①の株主総会決議で承認を受けた範囲内の金銭に、各対象事業会社から拠出を受けた金銭を合わせて、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とし、受益者要件を充足する当社取締役等および対象事業会社取締役を受益者とする旧制度としての設定済みの信託の期間を延長します（以下、延長後の当該信託を「本信託」）。
 - ④ 受託者は、信託管理人の指図に従い、③で拠出された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。なお、本信託内の当社株式は、当社および各対象事業会社が拠出した金額に応じて勘定を分けて管理されます。
 - ⑤ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
 - ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
 - ⑦ 信託期間中、受益者は、当社および各対象事業会社の株式交付規程に従い、当社株式を受領します（なお、信託契約の定めに従い、信託内で当社株式を換価して金銭で受領することもあります）。
 - ⑧ 信託期間中の業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および必要に応じて追加信託を行うことにより本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
 - ⑨ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および各対象事業会社ならびにこれらの役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。
- (注) 信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に当社取締役等および対象事業会社取締役に付与されるポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、当社および各対象事業会社は、各社の株主総会決議で承認を得た範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

3. 本制度およびプランの内容

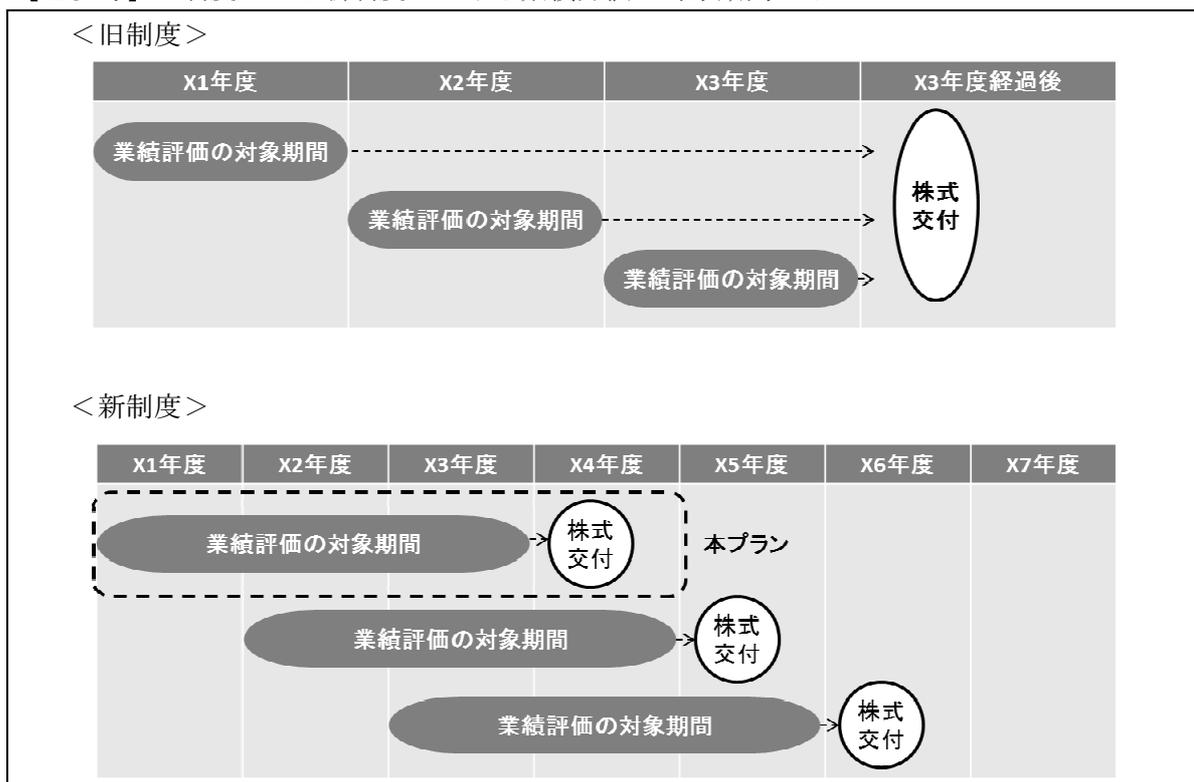
(1) 本制度およびプランの概要

本制度において、当社は、毎年、連続する3事業年度（以下「対象期間」）を対象とするインセンティブプランとして、信託期間約3年間のBIP信託を設定（新たなBIP信託の設定に代えて、既存のBIP信託の変更および必要に応じて追加信託を行うことにより、当該BIP信託を継続利用することを含む。以下同じ）します。すなわち、本制度が継続される限り、最大で3個のBIP信託が併存することになります。

2018年度において設定されるインセンティブプラン（以下「本プラン」）は、2018年度から2020年度までの連続する3事業年度を対象期間とし、一定数の当社株式等を役員報酬として交付等を行います。また、本プランにおいては、旧制度として設定済みのBIP信託を、本制度の内容に合わせるよう一部改定の上、信託期間を延長させ、必要に応じて当該BIP信託に対して金銭の追加信託を行うことにより、本信託として継続利用することとします。

当社は、次年度以降も新たなBIP信託を設定し、本制度を継続的に実施することを予定しています。次年度以降に実施するインセンティブプランの内容については、本株主総会で承認を受けた範囲内で、取締役会の決議によって決定します。

【ご参考】旧制度および新制度における業績評価の対象期間のイメージ



(2) 本制度の導入に係る株主総会決議

当社および対象事業会社は、本株主総会において、それぞれBIP信託に拠出する信託金の上限金額その他必要事項を決議し、各社の株主総会決議で承認を受けた範囲内で本制度を実施します。

(3) 本プランの対象者(受益者要件)

当社取締役等および対象事業会社取締役（退任者を含み、以下「制度対象者」）は、原則として本

プランの対象期間経過後の一定時期に、以下の受益者要件を充足していることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、下記(5)に定める株式交付ポイントに応じた数の当社株式について、本信託から交付等を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 2018年7月1日に当社取締役または2018年4月1日に当社執行役員もしくは対象事業会社取締役として在任していること
- ② 自己都合(指名・報酬諮問委員会がやむを得ない場合であると認める場合を除く。以下同じ)若しくは解任により退任した者、一定の非違行為があった者でないこと
- ③ その他株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

(4) 延長される信託期間

2018年9月1日(予定)から2021年8月末日(予定)までの約3年間とします。

なお、延長後の信託期間の満了時において、信託契約の変更および必要に応じて追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、さらに3年間本信託の信託期間を延長し、対象事業会社は、延長された信託期間ごとに、対象事業会社の本株主総会で承認決議を得た信託金上限の範囲内で対象事業会社取締役に対する報酬の原資となる金銭を当社に追加拠出し、当社は、対象事業会社から拠出を受けた金銭に、当社の本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で当社取締役等に対する報酬の原資となる金銭をあわせて信託し、引き続き延長された信託期間中、対象取締役等に対するポイントの付与を継続します。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式および金銭(以下「残存株式等」という。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、当社および各対象事業会社に対応する勘定ごとに、対応する本株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内とします。この信託期間の延長は、一度だけに限らず、その後も同様に本信託を再継続することがあります。

(5) 制度対象者に交付等が行われる当社株式等

制度対象者は、2018年9月1日(次年度以降に実施する本制度については対象期間中の最初の7月1日)に、役位ごとに定められる基準ポイントのうち50%を「業績連動部分」、残りの50%を「非業績連動部分」として分けて付与されます。

対象期間経過後の一定時期に受益者要件を充足する者には、以下の算定方法に従って、「業績連動部分」および「非業績連動部分」それぞれの基準ポイント数を株式交付ポイントに転換し、当該株式交付ポイント数の合計に応じた当社株式等の交付等が行われます。

「業績連動部分」は、対象期間経過後に、対象期間中の在任期間に応じた係数および対象期間を通じた業績目標の達成度等に応じた業績連動係数を乗じることによって株式交付ポイントに転換します。また、業績連動係数は、業績目標の達成度等に応じて0~200%の範囲で変動し、その業績目標の達成度等を評価する上での指標は、TSRの対TOPIX成長率、連結ネットD/Eレシオ等とします。

「非業績連動部分」は、対象期間経過後に、対象期間中の在任期間に応じた係数を乗じることによって株式交付ポイントに転換します。

ただし、信託期間中に死亡または国内非居住者となった制度対象者には、速やかに、予め定める算定方法に従い、対象期間中の在任期間や死亡日または国内非居住者となることが決定した日の前月までの業績目標の達成度等に応じて基準ポイント数を株式交付ポイントに転換しま

す。

なお、1 ポイントは当社株式 1 株とします。ただし、当社株式について信託期間中に株式分割・株式併合等が生じた場合には、当社株式の分割比率・併合比率等に応じて、1 ポイントあたりの当社株式数（換価処分の対象となる株式数を含む）を調整します。

(6) 当社取締役等および対象事業会社取締役に対する当社株式の交付等の方法および時期

受益者要件を充足した制度対象者は、対象期間終了後に、所定の受益者確定手続を行うことにより、本信託から株式交付ポイント数の 50%に相当する当社株式（単元未満株式については切り捨て）の交付を受け、残りの株式交付ポイント数に相当する当社株式については、本信託内で換価処分した上で、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

また、信託期間中に受益者要件を満たす制度対象者が国内非居住者となることが決定した場合、制度対象者は、所定の受益者確定手続を行うことにより、国内非居住者になることが決定した後に算定される株式交付ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

信託期間中に受益者要件を満たす制度対象者が死亡した場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、当該制度対象者の相続人は、死亡後に算定される株式交付ポイント数に相当する当社株式について、本信託内で換価した上で、本信託からその換価処分金相当額の金銭の給付を受けるものとします。

(7) 本信託に拠出される信託金の上限金額および本信託から付与される株式交付ポイントの総数

連続する 3 事業年度を対象期間として、当該対象期間ごとに本信託に拠出することのできる信託金の金額および本信託から付与される株式交付ポイントの総数は、当社、対象事業会社(3 社合計)で、それぞれ以下の上限に服するものとします。

① 当社

本信託に拠出する信託金の上限金額 400 百万円(予定)

本信託から付与される株式交付ポイントの総数の上限 350 千ポイント(予定)

② 対象事業会社(3 社合計)

本信託に拠出する信託金の上限金額 500 百万円(予定)

本信託から付与される株式交付ポイントの総数の上限 500 千ポイント(予定)

なお、本信託に拠出する信託金の上限金額は、制度対象者の基本報酬等との適切なバランスを考慮して算出した株式取得資金に、信託報酬および信託費用を加算して算出しています。本信託から交付される合計上限株数（上記（6）により換価処分の対象となる当社株式の数を含む）は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、当社株式の株価水準等を参考に設定しています。

(8) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（7）の各社のそれぞれの株式取得資金および付与される株式交付ポイントの総数の上限の範囲内で、株式市場から取得することを予定しています。ただし、本プランにおいては、旧制度として設定済みの BIP 信託を、本制度の内容に合わせる

よう一部改定の上、信託期間を延長させ、必要に応じて当該 BIP 信託に対して金銭の追加信託を行うことにより、本信託として継続利用することを予定しており、当該 BIP 信託から継続利用される株式数が信託期間中に当社取締役等および対象事業会社取締役に付与される株式交付ポイント数に対応した株式数に十分足りると見込まれる場合には、本信託による当社株式の取得は行わない予定です。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記（5）および（6）により当社取締役等および対象事業会社取締役に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式に係る配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬および信託費用に充てられます。

(11) 信託期間終了時の取扱い

対象期間における業績目標の未達成等により、信託期間満了時に残余株式（信託終了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある制度対象者に対して、その退任後に交付等を行うことが予定される当社株式等を除く。）が生じた場合は、信託契約の変更および本信託への追加拠出を行うことにより、本制度またはこれと同種のインセンティブ・プランとして本信託を継続利用することがあります。信託期間満了により本信託を終了する場合は、当社は、株主への還元策として、本信託から当該残余株式の無償譲渡を受け、これを取締役会決議により消却する予定です。

また、信託期間満了時に生じた本信託内の当社株式にかかる配当の残余は、本信託を継続利用する場合には株式取得資金として活用されますが、信託期間満了により本信託を終了する場合には、信託費用準備金を超過する部分については、当社および各対象事業会社ならびにこれらの役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

(ご参考)

【信託契約の内容】

- | | |
|------------|---|
| ① 信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託) |
| ② 信託の目的 | 当社取締役等および対象事業会社取締役に対するインセンティブの付与 |
| ③ 委託者 | 当社 |
| ④ 受託者 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社
(共同受託者日本マスタートラスト信託銀行株式会社) |
| ⑤ 受益者 | 当社取締役等および対象事業会社取締役のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥ 信託管理人 | 当社および各対象事業会社と利害関係のない第三者(公認会計士) |
| ⑦ 信託契約日 | 2015年11月6日(2018年8月15日付で信託期間を延長する旨の変更契約を締結予定) |
| ⑧ 信託の期間 | 2015年11月6日~2018年8月末日(2018年8月15日付の変更契約により、信託期間を2021年8月末日まで延長予定) |
| ⑨ 議決権行使 | 行使しない |
| ⑩ 取得株式の種類 | 当社会社普通株式 |
| ⑪ 信託金の上限金額 | 当社 400百万円(予定)(信託報酬および信託費用を含む)
対象事業会社(3社合計) 500百万円(予定)(信託報酬および信託費用を含む) |
| ⑫ 株式の取得時期 | 2018年8月20日(予定)~2018年9月30日(予定)
(なお、決算期(中間決算期、四半期決算期を含む)末日以前の5営業日から決算期末日までを除く) |
| ⑬ 株式の取得方法 | 株式市場より取得 |
| ⑭ 帰属権利者 | 当社 |
| ⑮ 残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|----------|---|
| ① 信託関連事務 | 三菱 UFJ 信託銀行株式会社が BIP 信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ② 株式関連事務 | 三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

当社は、当社および当社中核事業会社（コスモ石油株式会社、コスモ石油マーケティング株式会社、コスモエネルギー開発株式会社。以下、当社を含め「当社グループ」といいます。）の役員が、経営計画及び事業戦略を着実に遂行し、「ココロも満タンに」、「ずっと地球で暮らそう」というメッセージスローガンのもと、わが国における近時のコーポレートガバナンス関連政策の考え方も取り入れつつ持続的な成長と中長期の企業価値向上へコミットすることを目的として、以下のような役員報酬制度としています。

なお当社は、当社グループの役員報酬制度の決定および運用プロセスにおける高度な独立性、および客観性と透明性を確保することを目的として、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数が独立社外取締役により構成される指名・報酬諮問委員会を設置しています。同委員会は、当社グループの役員報酬制度の基本方針や体系、インセンティブ報酬の仕組み等について、社外コンサルタントからの情報収集ならびに助言等も活用しつつ、役員報酬に関する近時の制度整備の状況、議論の動向、他社の制度動向等の客観的な情報に基づき、当社のビジョンや経営戦略との整合性の観点から制度の有効性を審議の上、当社の取締役会への答申を行っています。当社の取締役会は、当該答申の内容を受けて役員報酬制度の内容を最終的に決定しております。また、当社の各中核事業会社の取締役会も同様に、当社の取締役会の決定を受けて、各中核事業会社の役員報酬制度の内容を最終的に決定しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬制度については、会社法第 361 条第 3 項の定めに従い、監査等委員である取締役の協議により決定しています。

I. 役員報酬制度の基本方針

当社グループの役員報酬制度の基本方針は以下のとおりです。

- 財務業績の向上のみならず、「調和と共生」、「未来価値の創造」という当社の経営理念に根ざした取り組みや当社の社会的位置づけに対する評価を反映できるものであること。
- 全社戦略における財務・非財務の目標達成に向け、当社グループの経営陣全員が経営の目線を合わせ、一丸となって邁進することを後押しできるものであること。
- 「長期の企業価値向上へのコミット」を意識付けるため、当社グループの経営陣の株式保有強化を推進し、株主の皆様との持続的な利害共有を着実に深めていくことができるものであること。
- 役員報酬制度の実効性を損なわない範囲において、インセンティブ報酬の仕組みの客観性や透明性を高め、株主の皆様や当社グループの経営陣が容易に理解できるシンプルなものとし、可能な限り法人税法上の損金となる制度とすること。
- 役員報酬制度の決定および運用にかかる判断は、客観的で透明性の高い手続を経たものとするため、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数が独立社外取締役により構成される指名・報酬諮問委員会の審議を経た上で、その答申を踏まえたものとする。

II. 役員報酬制度の体系

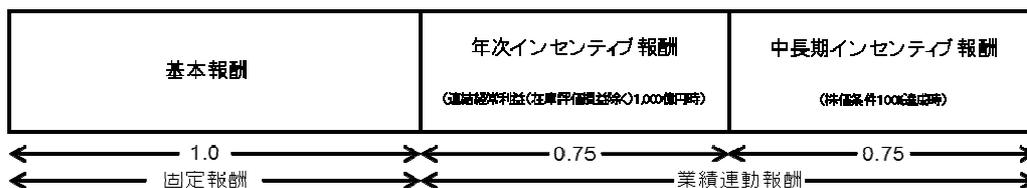
当社グループの業務執行役員に対する報酬体系は、固定給としての基本報酬、単年度の「連結経常利益（在庫評価損益を除く）」のみに完全連動する年次インセンティブ報酬、3事業年度における当社の業績目標の達成度等に応じて変動する中長期インセンティブ報酬から構成されております。

総報酬の水準、および基本報酬、年次インセンティブ報酬、中長期インセンティブ報酬の構成比率については、社外コンサルタントが運営する「経営者報酬データベース」を分析データとして用い、国内大手企業における役員報酬水準および報酬構成の最新状況との客観的なベンチマーク分析に基づき妥当性を検証しております。具体的には、総報酬の水準を当社グループの企業規模と整合的な水準とした上で、報酬構成については、原油価格や為替等の市場要因が大きく影響する当社グループの業種特性および潜在的な業績変動リスクの大きさを考慮して、中長期的な業績と報酬水準の対応関係が明確になるよう、固定給としての基本報酬を相対的に低め、年次および中長期インセンティブ報酬のウェイトを重視する考え方に立って、当社グループ各社の全ての役位で同じ構成としております。

また、年次インセンティブ報酬、中長期インセンティブ報酬の双方とも、当社グループの業務執行役員全員が経営の目線を合わせ、経営目標の達成に向けて一丸となって邁進すべく、同一の報酬体系ならびに同一の仕組みとしております。特に中長期インセンティブ報酬については、単年度に付与する基準ポイントの価値を基本報酬の75%とし、当社グループの業務執行役員が全社視点を共有しつつ、持続的な企業価値向上への貢献意欲や士気をより一層高めると共に、株式保有強化の推進を通じて株主の皆様との利害共有を着実に深めていく制度としております。

また当社の独立社外取締役及び監査等委員である取締役の報酬は、業務執行を行わない立場からの監督の役割を適切に発揮する観点から、固定給としての基本報酬のみとしております。

※ご参考：業務執行役員の報酬体系のイメージ



以上